

○山岡健一議員 それでは、質疑に入らせていただきます。

まず初めに、議案第98号「平成29年度今治市一般会計補正予算（第4号）」、歳出4款2項2目ごみ処理施設跡地整備事業費についてお尋ねします。

これは、今治クリーンセンター解体設計業務並びに跡地等基本設計業務委託料であります。この今治クリーンセンターの面積はどのくらいあるのか。また、この跡地については、今後、どのような活用方法を考えているのかお答えください。

次に、議案第112号「今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について」お尋ねいたします。

今回の条例の一部を改正する内容は、一般廃棄物処理手数料を改定しようとするものでありますが、まず1番目、スプリングマットレスの受け入れに伴う解体手数料を追加しようとするものについてお尋ねいたします。

現在の今治市のごみ分別早見表では、スプリング入りマットレスは排出禁止のごみと区分され、処理する場合は購入先などへ処理を依頼、スプリングとマットレスを分離した場合は粗大ごみへと定められておりますが、今回、受け入れ可能となった理由をご説明ください。

また、解体手数料は1,200円（ダブル以上の大きさのものは1,800円）となっておりますが、この手数料はどのような算出方法で設定されたものなのかお示してください。

次に2番目、今回の改正により、再生資源を市の処理施設へ自己搬入する場合、処理手数料を無料にしようとするものとは、わかりやすく言うと、どのようなことを示しているのかお答えください。

以上です。

○中村卓三議長 答弁を求めます。

○菅 良二市長 おはようございます。

山岡議員ご質疑の議案第98号「平成29年度今治市一般会計補正予算（第4号）」についてに關しまして、私からお答えさせていただきます。

平成30年3月、いよいよ新しいごみ処理施設が完成を迎えます。去る11月27日には新ごみ処理施設（愛称「バリクリーン」）におきまして、火入れ式が行われました。地域の皆様には多大なるご理解、ご協力をいただき、心より厚く感謝を申し上げます。この新ごみ処理施設は、合併による施設統合を象徴する最大の施設整備であり、来年4月からの本稼働に向け、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

さて、現在の今治クリーンセンターは、地域の皆様のご理解をいただき、5年間の使用延長を経て、30年もの長きにわたり、陸地部全体のごみを安全に処理し、衛生的な市民生活の維持に貢献してまいりましたが、このたびの新ごみ処理施設の完成により、その役目を終えることとなりました。

ご質疑のごみ処理施設跡地整備事業費についてでございますが、今治クリーンセンターの敷

地面積は、約1万1,000平方メートルございます。施設を解体した後、跡地につきましては、市民の皆さんの交流スペースとして、また大規模災害時に避難場所としても活用できる防災広場など、多目的広場としての整備を基本的な考え方として、今後、調査、検討してまいりたいと考えております。

その他のご質疑につきましては、関係理事者からお答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○白石卓夫市民環境部長 山岡議員ご質疑の議案第112号「今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例制定について」に関しましてお答えさせていただきます。

まず、1番目のスプリングマットレスの受け入れと手数料の算出方法についてでございます。

スプリングマットレスを受け入れることとなった理由でございますが、現在はスプリングマットレスを解体し、スプリングと布を分離した場合に限り、粗大ごみとして戸別収集する場合と、市の処理施設へ自己搬入する場合に受け入れをしています。しかしながら、解体にはある程度のスペースが必要である上、力作業となります。アパート住まいなどで解体する場所がない方々や高齢者などから、そのまま受け入れしてほしいとの要望が多数寄せられていました。そこで、新ごみ処理施設の整備に伴い、マットレス解体のためのスペースを確保することができることから、市民の利便性の向上を図るため、そのままの状態でも収集及び受け入れをさせていただくことといたします。

しかしながら、解体処理には大変手間がかかることから、手数料を加算させていただきます。例えば、シングルベッドでは、粗大ごみで収集する場合、現在、ご自身で解体していただいた場合の処理手数料300円に1,200円を加算して粗大ごみの処理券を1,500円分購入していただき、ベッドに張っていただくこととなります。また、市の処理施設へ自己搬入する場合も、現在いただいている重量に応じた処理手数料に1,200円を加算させていただくこととなります。算出方法につきましては、受け入れを行っている他市の手数を参考に設定させていただきました。

2番目の再生資源の自己搬入についてでございます。

平成30年4月の新ごみ処理施設の稼働を機に、さらなるリサイクルの推進を図る施策の1つとして、市の処理施設に常設の資源回収ステーションを設置いたします。従来からの再生資源に加え、新たに分別収集を開始するプラスチック製容器包装や白色トレイについても受け入れを行ってまいります。今回の改正により、今後は、分別された再生資源を市の処理施設へ自己搬入する場合についても無料で受け入れることができるようになります。また、処理手数料を無料とすることで、資源化への誘導及び促進を図るものでございます。

以上でございます。

○中村卓三議長 以上で答弁は終わりました。

再質疑はありませんか。

○山岡健一議員 議長。

○中村卓三議長 山岡健一議員。

○山岡健一議員 それでは、再質疑をさせていただきます。

議案第112号の2番目、再生資源の自己搬入について、再質疑を行います。

再生資源といいましても、ペットボトルも含まれると思います。ペットボトルを排出する場合、従来、どこに出す場合でもキャップを外してくださいということとなっておりますが、横に張っていますラベルについては、外してくださいというところもあれば、外さなくてもいいというところもあります。ペットボトルを市の処理施設へ自己搬入する場合はどのようにすればよろしいのでしょうか。

また、他のペットボトルの排出場所についての今治市の見解をお尋ねいたします。

○白石卓夫市民環境部長 お答えいたします。

ペットボトルを市の処理施設へ自己搬入する場合のラベルにつきましては、処理過程でラベルを取り除く工程がございますので、従来どおり、外さなくても構いません。しかしながら、ラベルは新たに資源となるプラスチック製容器包装になりますので、できるだけ外して分別排出していただけるとありがたいと思います。

また、他の排出場所につきましては、今治市が収集している店頭の拠点回収や、地区の資源ステーションは同様でございますが、店舗が独自ルートで回収を行っている場所につきましては、それぞれのルールに従って排出してください。いずれの場合もリサイクルされますので、出しやすいところをお願いいたします。

以上でございます。

○中村卓三議長 再質疑はありませんか。

○山岡健一議員 議長。

○中村卓三議長 山岡健一議員。

○山岡健一議員 再質疑はありません。

以上で終わります。